近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細（目標14）

No	事　業　名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事 業 目 標 （ 指 標 ）	事 業 概 要
		過去	現在 H29年度	未来			
1	近江八幡市第1次総合計画策定事業 【平成29年4月～次期改定まで】		★	★		生活環境・都市基盤・教育･文化・産業･経済・健康福祉・人権･総務など、市の最上位計画として各分野の方針や基本計画を明確にする。加えて、SDGsの17の目標も視野にグローバルな観点をも取り入れたユニークな計画とする。 本事業は「基本構想」と「基本計画」から構成し、「基本構想」は、地方自治法に基づき定められる近江八幡市のまちづくりに関する基本的な考え方と、まちづくりの進め方の基本方向を提示する。 「基本計画」は、基本構想を受けて具体的に市政の施策方針を明らかにする実行計画とする。 なお、各分野ごとに計画年次等や個別の目標（数値等）を設定し、各目標年次までに事業・業務実施を行うものとする。 KPIについても各分野ごとで異なるが、総合的な事業＆施策評価のシステムの構築を目標とする。	今日の少子高齢化による地域課題の顕在化や、東日本大震災をはじめ近年の自然災害の大規模化・多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化していることはもとより、他市町の総合計画策定状況や、当市まちづくりの更なる向上と進展を目指す中で、新たな「(第１次)近江八幡市総合計画」を策定する。 策定にあたっては、以下の基本的な視点により取組む。 ①「新市基本計画」の遺伝子を受け継ぎ、個別計画との整合を図り、事業・業務の補強をしながら市の最上位計画の策定を行う。 ②福祉、教育、農業など各個別計画との整合性を重視しながら策定を行う。（都市計画マスタープラン、農村振興基本計画、地域福祉計画、財政計画、人口ビジョン、各まちづくり構想　等） ③計画のビジョンを市民へ提案（ワークショップや学区別説明会、フォーラムなど）することにより、官民一体的な構想とする。 ④長期期間（10年間）における市の「基本構想」と「基本計画」を定めることにより、住民が安全で安心して生活でき、「このまちに住んでよかった」と思える住民満足度の向上を図るとともに、自治体の経営戦略としての総合計画の策定を行う。
8	離島振興推進事業 【平成25年7月～平成35年3月】	★	★	★		国のSDGs実施指針における8つの優先課題の3番目に掲げられている施策の中に、農林水産業の成長産業化として、漁業の持続可能かつ収益性の高い操業体制への転換や水産物の加工・流通・消費の拡大を促進する施策がある。また、農林漁村の振興として、伝統的な水産業の保全、観光の誘致等、外国人旅行者の受入や漁村民泊もある。 これらを踏まえ、（仮称）沖島防災複合施設整備における浜プランの活用等を踏まえて取組む。 また、水産資源の持続的利用の推進、生物多様性の保全等の観点からも取組む。	平成25年7月に沖島が離島振興対策実施地域に指定されたことを受け、滋賀県離島振興計画が策定された。 この計画に基づき、県、市、島民が緊密な連携を図り沖島の振興に取組んでいる。 取組の柱として、近江八幡市離島振興活動事業補助をはじめとする沖島町離島振興推進協議会の活動支援を行っている。
18	重要文化的景観保存活用事業 【平成18年1月～継続】	★	★	★		重要文化的景観地域である西の湖とその周辺の里山、農地を守ることが、琵琶湖の生態系を守ることにつながり、さらには地域で暮らす人々の生計を守っていくことに寄与する。このため、生業を守りつつ、現在の景観についても、現状を維持していく。 これを保全していくことにより、文化的景観と共に、生態系の保全にも効果があるうえ、水質保全、森林資源保全の可能性もある。	文化的景観「近江八幡の水郷」は、西の湖と周辺の水郷地帯に広がるヨシ地、里山、伝統的な建物の集落、農地と八幡堀を中心として、人々の営みの中で伝統的な生業が残されてきた。これらの琵琶湖の原風景たる景観を人々の生活を維持しながら、持続可能な形で後世へつなげるため、文化財保護法に基づき、国から全国第１号の重要文化的景観の選定を受け、この景観を保全している。選定地域については、原則生活に係る事業、伝統的な生業を守る以外は水郷風景計画で規制されており、それに準じた内容で重要文化的景観を守り、変更等の規模が大きな内容については、届け出で対応することになる。 保全事業に際しては、重要文化的景観地域及びその周辺において人間の営みとともに育まれてきた水辺の景観を後世に引き継ぐため、自主的に取り組んでいる。また「重要文化的景観構成要素」として指定を受けているものについては、次世代に継承するため、修理修景を行い保存を図っている。指定された重要文化的景観構成要素については、国の直接指導を受けて修理修景を実施することで、保存を図っていく。
62	沖島地域活性化プラン策定事業 【平成29年4月～平成30年3月】		★			①沖島地域住民並びに関係機関が中心となり、平成29年度中に計画を策定する。 ②計画は、「漁業関連収入の増加」と「漁業コストの削減」に向けた取組内容を盛り込み、5年後の漁業所得を10%以上向上させることを目指すものとする。 ③策定した計画は5年間にわたり進捗管理を行う。	沖島では、平成25年7月17日に離島振興対策実施地域の指定を受けたことにより、自治会・沖島漁業組合・湖島婦貴の会・女性会・老人クラブ等の主要団体関係者等から成る沖島町離島振興推進協議会が設立され、市もこれと連携した取組を進めている。 しかしながら、漁業離れが進み、若者が沖島から流出することにより、沖島集落の高齢化が進み、島の活力の停滞が懸念される状況にある。 こうしたことから、沖島漁業の振興を進めることで、漁業を中心に据えた沖島の活性化を図ることを目的に、活性化に向けた取組方針、取組内容、目標数値、関連施策及び推進体制等を定めた（仮称）近江八幡市沖島地域活性化プランの策定を行う。